

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

廃校等を活用した地域再生

2. 地域再生計画の作成主体の名称

宇陀市

3. 地域再生計画の区域

宇陀市の全域

4. 地域再生計画の目標

(1) 地域の概要

平成18年1月1日に4町村が合併し誕生した宇陀市は、奈良県の北東部の大和高原とよばれる高原地域に位置し、人口は約38,000人（平成20年4月1日現在）、面積は248km²で、奈良県全体の6.7%を占めている。土地利用は、山林が72%を占め宅地はわずか4%弱となっており、少子高齢化・過疎化が進む山間地域である。

交通面では、東西に近畿日本鉄道の大阪線があり大阪市街へは約45分、車利用では北に名阪国道があり約1時間で大阪市街に行ける位置で、これは近世にも伊勢街道の宿場町としても賑わいを見せ、交通の利便に恵まれた地域である。

歴史、観光面では「古事記」「日本書紀」等にもこの地域の記載がみられるとともに、女人高野の室生寺をはじめ、大宇陀区の松山地区は戦国時代に宇陀松山城の城下町として栄え、現在残っている江戸時代後半から昭和初期に建てられたものが、平成18年7月に重要伝統的建造物保存地域として国の指定を受けている。

また、四季を通じて自然豊かな地域で多くの観光客が訪れている。

(2) 計画の目標

障害者自立支援法が平成18年度より施行され、市においても障害者計画を策定し、すべての市民が、おたがいの個性を認め合い尊重し、それぞれの役割と責任を持って共に社会の一員として、社会活動に参加し、安心・快適な生活を送れることのできる「共生社会」の実現に向けて、バリアフリー化の推進、利用者本位の支援の展開、効果的な施策の推進、サービス基盤の整備等の取り組みを行っているところである。

一方、障害者の自立更生に向けた活動を行っている生活介護事業者においては、現在、市内2箇所で開催しているが、運営効率化のための施設の集約化という課題を抱えている。

そのような中、町村合併や少子化の進行に伴う幼稚園・学校等の統廃合で、公共施設の本来の用途を廃止する施設が多くなってきており、また、町村合併により地域の組織、団体等の統合、見直しも行われ、新たな事務所設置等の問題も生じている。そして、廃校により校舎及びその周辺が荒廃することを懸念して地元住民から、校舎の再活用の声もあがっている。そのため、現在、市内2箇所で開催している生活介護事業所に、廃校校舎を無償貸与することにより、活動場所を1箇所にまとめ、効率の良い運営を促し、障害者の自立支援を進めるとともに、障害者と地域住民との交流の場所としても活用し、地域の活性化を図るものである。

また、施設の集約化により作業スペースも確保できることから今後は、パン作りも手がけ、現在のクッキー、さをり織り等に加えてパンの販売も行うことにより、障害者やスタッフの就業機会の確保も望まれる。現在15人の障害者が通所しており、スタッフ6名で運営しているが、平成30年の計画期間には30名の通所者と18名のスタッフを目標とする。

今回の計画は障害者自立支援法が平成18年度より施行され、障害があっても地域で生き生きと暮らせる地域環境の見直しが急務となっていることから、廃校校舎を生活介護事業所に無償貸与するとともに、障害者と地域住民の交流の場所としても活用することで、障害者への理解を促し、生き生きと健やかなやすらぎのあるまちを目指すものである。

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

旧伊那佐小学校校舎の一部を、知的障害者の生活介護事業所として再活用する。今回の事業者「NPO法人アクティブセンターうだ」は、従来、旧大宇陀町の「あおぞら作業所」と旧榛原町の「すずらん作業所」がひとつになり障害者自立支援法に基づく生活介護事業者として平成19年5月よりNPO法人として運営されている。

従来の2箇所での運営では効率も悪く、また、利用者数も増えそれぞれの場所では、今後の展開にも限りがあるため、廃校校舎を無償貸与することにより、運営場所を1箇所にまとめ、事業者の事務所、各種作業場、食堂等として再活用する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 支援措置の番号及び名称

【番号】A0801

【名称】補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化

(2) 事業の概要

旧伊那佐小学校校舎の廃校施設を有効利用するため、校舎・屋内運動場・屋外運動場等の一部をアクティブセンターうだに貸与し、福祉施設として部分使用する。

なお、貸与は無償とし、宇陀市とNPO法人アクティブセンターうだとの賃貸契約締結により行う。

(3) 支援措置の適用要件

①廃校校舎等の設置者である地方公共団体において、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請すること。

廃校校舎等（平成18年3月31日閉校）の補助金で整備された公立学校の廃校校舎等の転用の弾力化について、地域再生計画を作成し内閣総理大臣に認定申請する。

②廃校校舎等を利用して実施される事業が、「地域再生基本方針」に定める地域再生の意義及び目標に合致するものであること（民間事業者に対して廃校校舎等を貸与する場合にあっては、民間事業者と地方公共団体が連携協力をして進められる事業内容であること。）。

廃校校舎を障害者の生活介護事業所として再利用する。また、その場所を障害者と地域住民との交流の場所として活用することにより、障害者への理解を促す。行政だけでは障害者自立支援事業の推進には限りがあるため、NPO法人を活用して、障害者福祉の充実を図るものである。

たとえば、障害者等のレクリエーションや軽スポーツ等のイベントを運動場や体育館を利用し、市とNPO法人及び地域住民が共同で開催することで障害者の社会参加や地域の活性化を促す。

また、短期入所サービスを手がけ、障害者ニーズへの対応を図る。

③地域再生の観点から実施される事業の効率的な実施にあたり、廃校校舎等の利用が必要であること。

地域で子どもの居なくなった廃校校舎等が荒廃するのを抑制することと、また、2箇所事業所を1箇所にすることで事業の効率化及び今後の事業展開が望め、地域住民との交流を図ることができる。

④同一地方公共団体における無償による転用であること又は他の地方公共団体若しくは民間事業者に対して廃校校舎等は無償貸与すること。

宇陀市はNPO法人アクティブセンターうだに対し、廃校になった旧伊那佐小学校の一部を無償貸与する。

(4) 廃校校舎の利用内容

今回、廃校校舎を利用して障害者福祉施設は、1階の一部分を知的障害者の更生訓練を目指す生活介護事業所として活用し、作業内容のクッキー・パン作り、さをり織り等を通じて、地域への販売や地域住民との交流も交え自立支援の場所を目指す。

【施設の利用計画】

- ◆職員室 事務所としてそのまま利用
- ◆校長室 保健室・静養ルームとして利用者等の健康管理を図る
- ◆教材室・教育相談室 相談室としてそのまま活用
- ◆保健室 職員・利用者等の更衣室として活用
- ◆普通教室 食堂・さをり織り他の作業場としてそのまま利用
- ◆図工室 クッキー・パン作りの作業場として活用
- ◆更衣室 多目的トイレとして利用
- ◆コンピュータ室 作業場としてそのまま利用

5-3 その他の事業

該当無し

6. 計画期間

平成20年度～平成30年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に本計画の策定主体である当該地方公共団体が必要な調査を行い、状況を把握・公表するとともに、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し